

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令の制定について

1 趣旨

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、教育委員会職員の勤務時間、育児休業及び研修等について必要な事項を定めること等のため、この訓令を制定するものである。

2 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令により改正する訓令

- 第1条 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程（昭和50年川崎市教育委員会訓令第2号）
- 第2条 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）
- 第3条 川崎市教育委員会職員の育児休業等に関する規程（平成2年川崎市教育委員会訓令第5号）
- 第4条 川崎市教育委員会職員研修規程（平成21年川崎市教育委員会訓令第5号）
- 第5条 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程（平成18年川崎市教育委員会訓令第4号）
- 第6条 教員特殊業務手当の支給に関する規程（平成20年川崎市教育委員会訓令第4号）
- 第7条 川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程（平成19年川崎市教育委員会訓令第1号）

3 施行期日

平成29年4月1日

4 改正概要

改正の主な内容は次のとおり。

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部改正

- (1) 出勤記録管理者について定める別表に、市立学校を加えるもの

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正

- (1) 県費負担教職員の市費移管に伴い、規程中の用語の定義について整理を行うもの
- (2) 県費負担教職員の市費移管に伴い、勤務時間に関する規定について整備するもの
- (3) 職員の勤務時間を定める別表について必要な事項を定め、所要の整備を行うもの

川崎市教育委員会職員の育児休業等に関する規程の一部改正

- (1) 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置を設けるもの

川崎市教育委員会職員研修規程の一部改正

- (1) 県費負担教職員の市費移管に伴い、当該教職員を対象に加えるもの

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部改正

- (1) 県費負担教職員の市費移管に伴い、所要の整備を行うもの

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部改正

- (1) 県費負担教職員の市費移管に伴い、教員特殊業務手当の支給内容及び支給額について必要な事項を定めるもの

川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部改正

- (1) 県費負担教職員の市費移管に伴い、題名等について改めるもの